

小川町立小・中学校児童生徒に係る就学校変更及び区域外就学に係る認可基準

(平成30年3月19日)
教委告示第4号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づく指定学校の変更基準及び同令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾基準を次のように定める。

■ 就学校変更基準

No.	就学校変更を認める事由	期 間	申請書に添付する書類
1	児童生徒の心身に係る事由		
	(1) 児童生徒が病弱、虚弱、又は肢体不自由等のため、指定外の学校に通学する方が距離が短縮され又は交通の利便性が向上し、通学の負担が軽減されると認められる場合	心身の状況により適当と考えられる期間	医師の診断書
	(2) 心身に障害を有する児童生徒で、特別支援学級に入級させることが妥当と認められながら、指定の学校に当該特別支援学級が設置されていない場合	指定の学校に当該特別支援学級が設置されるまでの期間	
	(3) (1)又は(2)に該当する児童生徒の通学に兄弟姉妹が付き添うことが必要と認められる場合	(1)又は(2)により認められた期間	
2	地理的事由		
	(1) 居住地に係る地理的条件により、指定外の学校の通学区域内にある行政区に加入している場合	卒業までの期間	区長の証明書
	(2) 居住地に係る地理的条件により、指定外の学校に通学する方が、交通・防犯的観点から未然に危険を回避できると考えられる場合	卒業までの期間	
3	転居に係る事由		
	(1) 住宅の購入、建築又は住居の賃貸借契約等により、転居が確実であると認められる場合	学期の始め又は住宅の購入、建築若しくは賃貸借契約等の日のいずれか早い日から、転居するまでの期間	売買契約書、建築確認通知書、賃貸借契約書(写)等
	(2) 住宅の建て替え等のため一時的に転居する場合	一時転居から建て替えが終了するまでの期間	建築確認通知書(写)
	(3) 年度途中で転居した場合	学期の末日までの期間 ただし、小学校第6学年及び中学校第3学年の場合は卒業までの期間	
	(4) 家庭の事情により、住民登録を異動できない場合	適当と認められる期間 ※状況を客観的に判断して	
4	家庭環境に係る事由		
	(1) 小・中学生において、保護者が共働き又は父子若しくは母子家庭のため、児童が帰宅したときに家庭が不在となり、指定外の学校の通学区域内にある祖父母宅等から通学することが望ましいと認められる場合	1年間 ただし、家庭環境及び保護者の就労状況が変わらない場合、更新することができる。	保護者の就労証明書 祖父母等の承諾書
5	教育的配慮を必要とする事由		
	(1) いじめ又は不登校を解消するために、就学校変更を必要とすると認められる場合	適当と認められる期間 ※学校長の意見を求めて判断	
	(2) 転学回数が多く就学校変更することが必要と認められる場合	適当と認められる期間 ※状況を客観的に判断して	
	(3) 家庭環境の変化等に伴う転居により指定の学校が変更となる場合で、児童生徒の精神的負担が大きく、その負担の軽減又は解消のため従前の在籍校への継続就学が必要と認められる場合	学年の末日までの期間 ただし、児童生徒の精神的状況により更新することができる。 ※学校長の意見を求めて判断	
	(4) 小学校の時に就学校変更が認められており、居住地に係る指定の中学校と卒業する小学校から進学すべき中学校が異なる場合で、後者への進学を希望する場合	卒業までの期間	
	(5) 指定の中学校に希望する部活動がなく、希望する部活動がある中学校への就学を希望する場合	卒業までの期間	保護者等の誓約書、入部届(写)
	(6) その他の事由で就学校変更することが必要であると認められる場合	適当と認められる期間 ※状況を客観的に判断して	

■ 区域外就学基準

No.	区域外就学を認める事由	期 間	申請書に貼付する書類
1	転出入に係る事由		
	(1) 住宅の購入、建築又は住居の賃貸借契約等により、転入が確実であると認められ、小川町の学校に就学を希望する場合 ※通学に支障のない場合	学期の始め又は住宅の購入、建築若しくは賃貸借契約の日のいずれか早い日から、転入するまでの期間	売買契約書、建築確認通知書、賃貸借契約書(写)
	(2) (1)以外の事由により、転入が確実であると認められ、小川町の学校に就学を希望する場合 ※通学に支障のない場合	住民登録を行うまでの比較的短い期間 ただし、概ね3ヶ月程度を限度とする。	
	(3) 小川町の学校に就学していた者で、年度途中に他市町村に転出した後も、引き続き小川町の学校に就学を希望する場合 ※通学に支障のない場合	学期の末日までの期間 ただし、小学校第6学年及び中学校第3学年の場合は卒業までの期間	
	(4) 小川町に実際に居住していながら住民登録がない者で、住民登録ができないやむを得ない事情があり、小川町の学校へ就学を希望する場合	適当と認められる期間 必要に応じて、小川町に生活の本拠があることを民生委員等に依頼して調査	
2	家庭環境に係る事由		
	(1) 小・中学生において、保護者が共働き又は父子若しくは母子家庭のため、児童が帰宅したときに家庭が不在となり、小川町にある祖父母宅等から小川町の学校に就学することが望ましいと認められる場合	1年間 ただし、家庭環境及び保護者の就労状況が変わらない場合、更新することができる。	保護者の就労証明書 祖父母等の承諾書
3	その他の事由		
	(1) その他の事由で区域外就学を認めることが適当であると認められる場合	適当と認められる期間 ※状況を客観的に判断して	

備考 いずれの場合も、通学の安全性が確保され、かつ通学時間に無理のない範囲であることを条件とする。

附 則

- この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- この基準の施行の際、現に指定学校の変更の認可及び区域外就学の承諾(以下「認可等」という。)を受けている者は、この基準が定めるところにより認可等を受けた者とみなす。

附 則(令和7年教委告示第17号)

- この基準は、令和7年11月10日から施行する。
- この基準の施行の際、現に指定学校の変更の認可及び区域外就学の承諾(以下「認可等」という。)を受けている者は、この基準が定めるところにより認可等を受けた者とみなす。